




事後評価書

要因 事業	(1) 事業概要	(2) 事業による環境の変化	(3) 事業を巡る社会経済情勢の変化	(4) 事業により整備された施設の維持管理状況	(5) 県民の意見
	<p>○事業名 横田川通常砂防事業 路線名及び地区名 玉島川水系横田川 所在地 唐津市浜玉町横田上</p> <p>工 期 ・当初工期 H11～H14 ・変更工期 H11～H14</p> <p>総事業費 ・当初事業費 285,000 千円 ・変更事業費 269,000 千円</p> <p>事業内容 ・砂防えん堤 1 基 ・</p> <p>関連する事業 ・治山事業</p> <p>背 景 当該地区は土石流危険渓流に指定されておりすでに砂防えん堤 1 基、治山ダム 10 基が整備されている。流域には山腹及び河床に堆積した不安定土が大量に堆積しており、渓床勾配が急なこともあり近年の頻発している局地的豪雨が発生すれば下流域に土砂災害による被害が多く発生する恐れがある。</p>	<p>生活環境 砂防えん堤の施工位置は集落の約 400m 上流側であり左岸側に付替道路があるが上流域の人工林整備に利用されるもので、地域の生活環境への影響は発生していない。また、河川水の流量も以前と変わらず水質にも問題なく利用されている。</p> <p>○自然環境 砂防えん堤は渓流をせき止める構造であり、堆砂域の河床の変動による流況の変化や魚類の遡上が困難となるが、希少種の生物の生息は確認されており、特段の対策は講じていない。</p> <p>社会文化環境 砂防えん堤周辺には草木が繁茂してきており、景観等環境に大きな影響は与えていない。</p>  <p>えん堤上流部の堆砂による河床の変動状況</p>	<p>土砂災害防止施策の転換 都市近郊の宅地開発により、人工斜面が増えハード面での対策工事が追いつかない状況に対して、平成 13 年に土砂災害防止法が制定され、ソフト事業として土砂災害警戒区域を設定して住民に対して土砂災害の危険性を意識してもらい、市町村が整備した警戒避難体制により早めの避難により土砂災害から身を守る。さらに土砂災害特別警戒区域を設定して、建築物の構造規制と特定開発行為の許可制度により新たな危険箇所の発生を抑える。</p> <p>県においても、平成 18 年度より本格的な区域指定の作業に入り、平成 20 年度末で約 400 箇所の土砂災害警戒区域を指定する予定である。</p> <p>平成 16 年度に策定された佐賀県行財政緊急プログラムにより公共事業費の大幅削減に加え、平成 19 年度にはその見直しの結果として佐賀県行財政緊急プログラム Ver2.0 が策定された。平成 22 年度までの公共投資額の総額が抑制されるなか、災害を未然に防止し県民の安心安全を守るといふ事業の目的は今後も重要な施策の一つである。</p>	<p>管理状況 土木事務所で巡視点検を実施しており、完成してからこれまで支障なく機能している。</p> <p>今後の維持管理 地元からの苦情等はこれまで一度もない。今後も、特に豪雨や地震直後の被害の有無について、緊急点検を実施していく。</p> <p>土石流等の土砂災害が発生し風倒木が流下してきた場合は、えん堤で捕捉し流下を防止する。このためえん堤の近くまで管理用道路を設置し、捕捉した流木の除去作業に備えている。</p>  <p>えん堤の現況</p>	<p>事業の目的は土砂災害による県民の生命・財産を守るものであり、その目的は住民に対して事業着工時に説明しており、理解を得られている。</p> <p>○施設設置後に土砂災害の発生はなく、目的は発現している。</p> <p>○地元住民からの苦情や新たな要望はない。</p> <p>○特段の管理を要しない施設である。</p>
	<p>目 的 下流の保全地域には人家が密集し耕地も多く、集中豪雨による土砂災害は甚大なものと予想されることから、砂防えん堤を構築し、土石流による被害を未然に防止し住民の安全・安心の向上に寄与するものである。</p> <p>流域の渓流沿いには多数の倒木が存在しているため、その対策として鋼製の流木止めを設置している。</p>	<p>(6) 事業の効果 砂防堰堤ができたことで土砂災害の危険性がなくなり、またえん堤下流の河川水位の変動が少なくなり護岸の被災や河床の洗掘もない。</p>  <p>堰堤下流部の河床護岸の状況</p>	<p>(7) 地域住民との関わり 土砂災害に対する予防的な施設であり、地域住民の安心安全を確保している。 直接的な利活用にはなじみのない施設であり、地域住民との関わりは薄い。</p>	<p>(8) 今後の課題等 砂防施設整備は、県民の生活を守り安心安全の確保に寄与しているが、県内における土砂災害危険箇所は 9,532 箇所にのぼり、ハード面での施設整備には限度がある。土砂災害防止法による土砂災害警戒区域を指定し、住民の防災意識の向上、警戒避難体制の整備、新たな危険箇所の増加抑制といったソフト事業と連携し、効率的な事業を推進する必要がある。</p> <p>用地取得において、相続がされず地権者が増えることにより困難となる可能性があり、事前に関係者からの同意を得た上で、事業に着手しているが、これがネックとなり事業の進捗が遅延している箇所が見られる。</p>	<p>(9) 新規箇所評価、再評価への反映、改善点等 ○ハード事業とソフト事業の連携には、関係市町や地域の住民の事業に対する理解と協力が必要であり、そのための説明会や土砂災害に対する意識の高揚のための広報活動も重要である。</p>